

台北車站特定專用區地下商場使用類別（允許組別與使用項目）表

允許組別	允許使用項目	備註
第九組：社區通訊設施	(一) 郵政支局、代辦所。 (二) 電信分支局、辦事處。	
第十三組：公務機關	(一) 各級行政機關。 (二) 各級民意機關。 (三) 外國政府駐華機關或辦事處。 (四) 其他公務機關。	
第十七組：日常用品零售業	(一) 飲食成品。 (二) 日用百貨（限於一宗基地營業樓地板面積不超過三〇〇平方公尺）。 (三) 糧食。 (四) 水果。	
第十八組：零售市場	(二) 超級市場	
第十九組：一般零售業甲組	(一) 中西藥品。 (二) 書籍、紙張、文具及體育用品。 (三) 化妝美容用器及清潔器材。 (四) 水電器材。 (五) 日用百貨。 (六) 古玩、藝品。 (七) 地毯。 (八) 鮮花、禮品。 (九) 鐘錶、眼鏡。 (十) 照相器材。 (十一) 縫紉用品	

允 許 組 別	允 許 使 用 項 目	備 註
第二十組：一般零售業乙組	(十二) 珠寶、首飾。 (十三) 銀具、鈞具。 (十四) 呢絨、綢緞及其他布料。 (十五) 皮件及皮箱。 (十六) 醫療用品及一般環境衛生用藥。 (十七) 茶葉及茶具。 (十八) 集郵、錢幣。 (十九) 估衣。 (二十) 襪子、圍藝及其用品。 (二十一) 觀賞魚類。 (二十二) 假髮。 (二十三) 懷表。 (二十四) 瓷器、陶器、搪器。 (一) 空氣調節工程器材。 (二) 電器、自行車零件等零售或展示。 (三) 音響視聽器材及唱片、錄音帶、錄影節目帶。 (四) 汽車、機車、機械器具及其零件、附屬用品等之出售或展示。 (五) 科學儀器。 (六) 打字機及其他事業用機器。 (七) 度量衡器。但不包括汽車里程計費表。 (八) 瓦斯爐、熱水器及其廚具。 (九) 家具、裝潢、木器、藤器。	本組均以展示為主。

允 許 組 別	允 許 使 用 項 目	備 註
第二十一組：飲食業(本組限於營業樓地板面積不超過一〇〇平方公尺之下列各款)	(十) 玻璃及鏡框。 (十一) 樂器。 (十二) 手工藝品及佛具香燭用品。 (十三) 玩具、電視遊樂器及其軟體。 (十四) 資訊器材及週邊設備。 (一) 冰果店。 (二) 點心店。 (三) 飲食店。 (四) 麵食店。 (五) 自助餐廳。	本組均不得使用明火(限於使用以電為能源烹煮之餐飲業，禁止使用瓦斯或木炭等可見火苗、火源之爐具)。
第二十二組：餐飲業	(一) 規模大於前組規定之飲食業。 (二) 餐廳。 (三) 咖啡館。 (四) 酒店。 (五) 茶藝館。	本組均不得使用明火(限於使用以電為能源烹煮之餐飲業，禁止使用瓦斯或木炭等可見火苗、火源之爐具)。
第二十六組：日常服務業	(一) 洗衣。(限收取件) (二) 理髮。 (三) 美容。 (四) 縫補。 (五) 套、皮鞋修補及擦鞋。 (六) 修配鎖。 (七) 自行車修理。 (八) 小說出租。 (九) 錄影節目帶出租。	

允 許 組 別	允 許 使 用 項 目	備 註
第二十七組：一般服務業	(一) 職業介紹所、僱工介紹所。 (二) 計程車、小客車租賃業。(僅限設置營業專櫃) (三) 當舖。 (七) 禮服、及其他物品出租。 (八) 搬場業。但不包括停車場。 (九) 雜貨(藝品裝裱)。 (十二) 照相及軟片沖印業。(限收取件) 其他：「產品展示服務業」 (一) 無人銀行。 (二) 提供服務性質之服務窗口。 (三) 其他經本府同意得設置者(限商三用地使用類組)。	
其他		